

2024年度 労働条件及び職場諸要求！！ 事業所共通

1. 希望する契約社員を全て正社員とすること。
2. 準夜勤手当（1勤務400円）を新設すること。
3. 更衣時間（10分）を労働時間とすること。
4. 基準労働時間7時間45分の社員の年間休日数（113日）を本社社員と同様の120日とすること。
5. 休日出勤が発生しないよう要員を確保すること。
6. 住宅関連手当を以下の通り新設すること。
 - (1) 住宅手当を10,000円とすること。
 - (2) 住宅補給金を家賃の50%とすること。

新大阪第二事業所

1. 新大阪駅幹1ホーム東詰所のエアコンを取り換えること。
2. 現在の営業二科の基準人員を明らかにすること。
 - (1) 要員不足解消のために実施している、一部マネージャーの休日出勤の実態について明らかにすること。
 - (2) 毎月25日の勤務発表で年休が確定しているのに、年休が取り消される事象が頻繁に発生している。
これは明らかに労基法違反である。会社の見解を明らかにすること。
 - (3) 求人募集に営業二科だけ除外している理由を明らかにすること。
3. 営業二科でマネージャーの作業ダイヤにおける休憩時間がとられていない実態がある。休憩未取得時間を調査し、未払い賃金を支払うこと。
4. 休養室(寝室)のエアコンの取り換えとカビだらけの壁紙を早急に張替ること。
5. 女性社員の休養室にトイレを早急に新設すること。
6. 営業二科詰所にトースターを設置すること。
7. 営業二科において業務の円滑化、及び労災防止の為に出勤時刻を以下の通り変更すること。
 - (1) 介日Aを8時00分～16時45分
 - (2) 介日機を9時30分～18時15分
8. 各詰所に空気清浄機を設置すること。
9. 駅掃ゴミ台車の軽量化をすること。
10. 駅掃詰所に給湯器を設置すること。

J S 労はサービック社員の先頭に立って労働条件向上に取り組みます！！

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp